

どさんこ基金規則

(基金の設置)

第1条 北海道ブロック司法書士協議会は、北海道内における住民の司法アクセスが困難な地域（以下、「司法過疎地域」という。）において司法書士業務を行う司法書士の育成と確保を図るなど、北海道民に等しく司法アクセスの機会を提供することにより、司法過疎を解消することを目的として、基金を設立する。

(基金の名称)

第2条 前条に定める基金を「どさんこ基金」（以下、「基金」という。）と称する。

(基金の会計)

第3条 基金の会計は、特別会計とする。

(基金の収入)

第4条 基金は次の収入によって形成される。

- (1) 構成会からの負担金
- (2) 一般会計からの繰入金
- (3) 構成会会員からの寄付金
- (4) 日本司法書士会連合会からの寄付金・拠出金
- (5) 構成会会員以外からの寄付金・助成金・補助金等
- (6) 貸付金の返済金
- (7) その他の雑収入
- (8) 前各号の金員の利息等

(基金の支出)

第5条 基金は次の項目について支出することができる。

- (1) 司法過疎地において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の開設・運営維持費のための貸付
- (2) 司法過疎地であって、あらかじめ理事会が選定した地域において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の運営維持費のための貸付
- (3) 前号の地域において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の開設準備のためのマザーシップ事務所事業期間中における貸付
- (4) 理事会において北海道民に等しく司法アクセスの機会を提供するために必要であると認めた費用
- (5) 剰余金の一般会計への繰り入れ

(基金の運営)

第6条 基金の運営は、どさんこ基金運営委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

(貸付金返済の免除等)

第7条 会長は、貸付を受けた司法書士にやむを得ない事情があるときは、理事会の決議を経て、貸付金の全部又は一部につき、その返済を猶予又は免除することができる。

(情報の開示義務)

第8条 貸付を受けた司法書士は、理事会の求めに応じて事務所運営に関する情報を開示しなければならない。

(細則等への委任)

第9条 この規則に規定するほか、この規則を実施するために必要な事項は、理事会において別に細則を定める。

(規則の改正)

第10条 この規則を改正するときは、総会の議決を経なければならない。

(基金の廃止)

第11条 基金は、平成29年6月30日（以下「廃止日」という。）をもって廃止する。

2 前項の期間内であっても、第1条の目的を達したとき又は使命を果たしたと認めるときは、総会の承認を経て基金を廃止することができる。

3 第1項にかかわらず、廃止日までに第1条の目的を達していないとき又は使命を果たしていないと認められるときは、廃止日前に開催される総会の承認を経て基金を存続することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月11日から施行する。

2 この規則は、平成24年6月2日から施行する。

主な改正点

○基金の支出（第5条）

どさんこ基金の貸付による支援方法を3つとした。

第1号 司法過疎地域における事務所開設・運営費としての貸付（年間100万円）

第2号 司法過疎地域であって、あらかじめ理事会が選定した地域における事務所運営費としての貸付（最長2年間・月額5万円）

第3号 司法過疎地域であって、あらかじめ理事会が選定した地域における事務所開設準備のためのマザー事務所事業期間中における貸付（最長1年間・120万円の月割）

○貸付金返済の免除等（第7条）

貸付金返済の猶予または免除を包括的な規定とした。→詳細は細則に規定

○基金の廃止（第11条）

どさんこ基金は、第1条の目的を達した時または使命を果たした時に廃止すべきものであるが、期限を設けて目的を達成するために廃止日を規定した。